



2018年2月14日

各位

会社名 理研コランダム株式会社
代表者名 代表取締役社長 増田 富美雄
コード番号 5395(東証第二部)
問合せ先 常務取締役 江口 真一
(TEL 048-596-4411)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年3月27日開催予定の第119回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年7月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、2018年7月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の通り、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的に、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。なお、発行可能株式総数について、2018年7月1日をもって、株式の併合の割合に応じて、現行の3,000万株から300万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
 併合の方法・比率 2018年7月1日をもって、同年6月30日(実質上6月30日)の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2017年12月31日現在)	10,000,000株
今回の併合により減少する株式数	9,000,000株
併合後の発行済株式総数	1,000,000株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

2017年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	1,215名(100.0%)	10,000,000株(100.0%)
10株未満	298名(24.5%)	418株(0.0%)
10株以上	917名(75.5%)	9,999,582株(100.0%)

(注)上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様298名(所有株式数の合計418株)は、株主としての地位を失うこととなります。なお、かかる株主様は、株式併合の効力発生前に、会社法第192条第1項の規定に基づき、自己の有する株式を買い取るよう当社に対して請求すること(「単元未満株式の買取りの請求」)が可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人(みずほ信託銀行株式会社)までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。なお、これらの事務手続きは株主名簿管理人(みずほ信託銀行株式会社)に委託します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(2018年7月1日)をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数 3,000万株

変更後の発行可能株式総数(2018年7月1日付) 300万株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、2018年7月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に対応するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後の定款案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする
(新設)	附則 第6条および第8条の変更は、当社第119回定時株主総会の議案にかかる株式併合の効力発生日である平成30年7月1日に、効力が発生するものとする。 なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、2018年7月1日をもってその効力が生じることといたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日（株主総会招集決議）	2018年2月14日
定時株主総会決議日	2018年3月27日
単元株式数の変更の効力発生日	2018年7月1日(予定)
株式併合の効力発生日	2018年7月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	2018年7月1日(予定)
株主様へ株式併合割当通知発送	2018年8月中旬(予定)
端数処分代金のお支払い	2018年9月中旬(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2018年7月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年6月27日となる予定です。

以上

添付資料（ご参考）単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、2018年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に大きく変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018年6月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	1,002株	1個	100株	1個	0.2株
例4	555株	なし	55株	なし	0.5株
例5	7株	なし	なし	なし	0.7株

・効力発生前のご所有株式数が10株未満(例5)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

・例3、例4、例5において発生する端数株式(例3は0.2株、例4は0.5株、例5は0.7株)の取扱いにつきましては後記「Q6」をご参照ください。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4.

以下のフローでご確認ください。

・現在10株未満の株式を所有されていますか？ YES は へ、NO は へ。

・株式併合の効力発生前までに、所有している10株未満の株式の買取請求を当社に対して行いますか。 YES は へ、NO は へ。

特に必要なお手続きはございません。

買取請求につきましては、後記「Q5」をご参照ください。

特に必要なお手続きはございませんが、株式併合後に発生する端数株式の取扱いにつきましては、後記「Q6」をご参照ください。

Q5. 現在所有している10株未満の株式を効力発生前に買い取ってもらい、効力発生後に端数が生じないようにする方法はありますか。

A5.

「単元未満株式の買取請求」をご利用いただくことにより、当社が株主様の10株未満の株式を買い取ることが可能です。

単元未満株式の買取りの請求のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A6.

すべての端数株式を当社が一旦お預かりし、一括して売却処分し、または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A7.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10

倍になります。したがって、株式の市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることは、理論上はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A8.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはございません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、「A6」とおり、当社が売却処分または買取りを行い、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配するため、当該端数株式に係る配当はその後生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社またはつぎの株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168 - 8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日午前9時～午後5時(土、日、祝日等を除く)

以上